○香美町公共事業評価実施規則

平成17年9月30日規則第141号

香美町公共事業評価実施規則

(目的)

第1条 この規則は、社会資本の整備に係る事業(以下「公共事業」という。)の選択と実施に当たり、事業の必要性、効果等を適切に評価し、もって投資効率を高めるとともに、実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(評価の対象)

- 第2条 事業の評価は、町が実施する公共事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業を対象とする(以下「評価対象事業」という。)。ただし、災害復旧事業、改修、修繕又は維持管理に係る事業、国、他の地方公共団体及び法人その他の団体が事業主体となる公共事業は、評価の対象から除くものとする。
 - (1) 総事業費が1億円以上の新規事業で、次のいずれかに該当する事業
 - ア 補助事業(県単独補助事業を含む。以下同じ。)で、新たに国又は県に事業費の予算化の 要望を行う事業(事業費の予算化前の準備又は計画段階で個別箇所が明確である事業につい ては、準備又は計画に要する予算を国又は県に要望する事業を含む。)
 - イ 町単独事業で、新たに事業費の予算化を行う事業
 - (2) 継続事業で、次のいずれかに該当する事業
 - ア 事業採択後、5年間を経過した時点で未着工の事業
 - イ 事業採択後、10年間を経過した時点で継続中の事業
 - ウ 社会経済情勢の変化等により、評価の必要が生じた事業
 - (3) 前2号に掲げる事業のほか、公共事業で評価が必要と認める事業 (評価の時期)
- 第3条 前条第1号に規定する事業の評価は、原則として次に掲げる時期までに行うものとする。
 - (1) 前条第1号アに規定する事業は、国又は県に事業費の予算化の要望を行う時期
 - (2) 前条第1号イに規定する事業は、評価の対象となる事業の事業費が予算化される年度の当 初予算を編成する時期
- 2 前条第2号に規定する事業の評価は、原則として評価の対象となる事業が、同号の規定に該当 する理由が生じた年度の翌年度の当初予算を編成する前までに行うものとする。
- 3 前条第3号に規定する事業の評価は、前2項の規定を準用する。

(評価調書の作成)

- 第4条 評価対象事業を所管する課等は、評価対象事業ごとに評価調書を作成するものとする。 (評価の審査)
- 第5条 事業の評価は、香美町公共事業評価審査会(以下「内部審査会」という。)及び香美町総合計画審議会(以下「外部審査会」という。)において審査を行うものとする。

(審査結果の公表)

- 第6条 内部審査会の審査結果は、外部審査会の審査結果の公表時にあわせて公表するものとする。
- 2 外部審査会における審査結果は、原則として審査終了後、速やかに公表するものとする。

(事業推進方針の決定)

- 第7条 町は、第2条第1号アに規定する事業について、内部審査会及び外部審査会の審査結果を 踏まえて、国又は県への予算要望方針を決定するとともに、国の事業採択状況等を勘案して事業 推進方針を決定するものとする。
- 2 町は、第2条第1号イに規定する事業について、内部審査会及び外部審査会の審査結果を踏ま えて、事業推進方針を決定するものとする。

(事業推進方針の公表)

第8条 前条の規定により決定した事業推進方針は、原則として評価を実施した年度の翌年度の当初予算の発表にあわせて公表するものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。